

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月15日
【四半期会計期間】	第37期第1四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）
【会社名】	株式会社ローソン
【英訳名】	LAWSON, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛史
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第37期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第36期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 5月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 5月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
チェーン全店売上高(百万円)	401,524	428,815	1,682,812
営業総収入(百万円)	106,586	112,020	441,277
経常利益(百万円)	10,995	12,851	54,594
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (百万円)	4,081	1,983	25,386
純資産額(百万円)	195,241	198,200	208,466
総資産額(百万円)	481,213	526,118	476,036
1株当たり純資産額(円)	1,896.65	1,932.93	2,037.50
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失() 金額(円)	41.15	19.85	254.61
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	41.11	-	254.31
自己資本比率(%)	39.1	36.7	42.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	54,537	59,970	72,210
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,820	7,871	30,522
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,756	10,829	28,798
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	93,803	108,992	67,712
従業員数(人)	5,384	5,812	5,703

(注) 1. チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期連結累計期間において潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、事業の異動を伴う主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数（人）	5,812 (8,357)
---------	---------------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は当第1四半期連結会計期間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数（人）	3,320 (2,065)
---------	---------------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は当第1四半期会計期間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売実績】

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、エンタテインメント・Eコマース事業、海外事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業及び広告事業を営んでおります。

下記販売の実績は、コンビニエンスストア事業及び海外事業に係るものであります。

a 地域別売上状況（直営店）

地域別	前第1四半期連結会計期間 （自平成22年3月1日 至平成22年5月31日）		当第1四半期連結会計期間 （自平成23年3月1日 至平成23年5月31日）	
	売上高 （百万円）	構成比率 （％）	売上高 （百万円）	構成比率 （％）
（国内）				
北海道	320	0.7	278	0.6
青森県	45	0.1	48	0.1
岩手県	29	0.1	60	0.1
宮城県	1,041	2.2	1,116	2.6
秋田県	79	0.2	45	0.1
山形県	81	0.2	40	0.1
福島県	35	0.1	41	0.1
茨城県	256	0.5	197	0.5
栃木県	58	0.1	27	0.1
群馬県	37	0.1	-	-
埼玉県	1,645	3.4	1,787	4.2
千葉県	2,774	5.8	2,230	5.2
東京都	17,626	36.7	16,400	38.1
神奈川県	6,463	13.4	5,635	13.1
新潟県	76	0.2	66	0.2
富山県	38	0.1	43	0.1
石川県	56	0.1	54	0.1
福井県	50	0.1	52	0.1
山梨県	36	0.1	38	0.1
長野県	44	0.1	67	0.2
岐阜県	421	0.9	325	0.8
静岡県	566	1.2	600	1.4
愛知県	4,680	9.8	4,529	10.6
三重県	150	0.3	33	0.1
滋賀県	136	0.3	75	0.2
京都府	1,724	3.6	1,586	3.7
大阪府	6,094	12.8	4,765	11.1
兵庫県	1,848	3.9	1,473	3.4

地域別	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	売上高 (百万円)	構成比率 (%)
奈良県	86	0.2	107	0.3
和歌山県	54	0.1	49	0.1
島根県	51	0.1	-	-
岡山県	80	0.2	85	0.2
広島県	168	0.4	49	0.1
山口県	-	-	28	0.1
徳島県	62	0.1	65	0.2
香川県	10	0.1	-	-
愛媛県	88	0.2	47	0.1
福岡県	453	0.9	729	1.7
佐賀県	39	0.1	-	-
長崎県	41	0.1	-	-
熊本県	48	0.1	60	0.1
大分県	44	0.1	-	-
宮崎県	53	0.1	-	-
鹿児島県	53	0.1	-	-
国内計	47,758	100.0	42,844	99.9
(海外)				
中華人民共和国 重慶市	-	-	21	0.1
海外計	-	-	21	0.1
合計	47,758	100.0	42,866	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 地域別売上状況（加盟店）

地域別	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)
北海道	18,045	5.1	19,549	5.1
青森県	7,009	2.0	6,947	1.8
岩手県	5,883	1.7	5,299	1.4
宮城県	5,921	1.7	5,446	1.4
秋田県	5,885	1.7	5,949	1.5
山形県	2,101	0.6	2,084	0.5
福島県	3,664	1.0	3,213	0.8
茨城県	3,767	1.1	4,486	1.2
栃木県	4,136	1.2	4,672	1.2
群馬県	2,436	0.7	2,798	0.7
埼玉県	13,700	3.9	15,342	4.0
千葉県	12,033	3.4	13,694	3.5
東京都	41,711	11.8	45,757	11.9
神奈川県	23,422	6.6	26,995	7.0
新潟県	3,692	1.0	3,988	1.0
富山県	4,165	1.2	4,543	1.2
石川県	3,567	1.0	3,806	1.0
福井県	3,974	1.1	4,314	1.1
山梨県	2,520	0.7	2,873	0.7
長野県	4,469	1.3	4,588	1.2
岐阜県	4,230	1.2	4,847	1.3
静岡県	6,483	1.8	7,111	1.8
愛知県	14,108	4.0	16,314	4.2
三重県	3,636	1.0	4,210	1.1
滋賀県	4,730	1.3	5,302	1.4
京都府	8,952	2.5	9,672	2.5
大阪府	34,534	9.8	38,483	10.0
兵庫県	21,657	6.1	23,869	6.2
奈良県	3,598	1.0	3,673	1.0
和歌山県	4,831	1.4	5,166	1.3
鳥取県	4,109	1.2	4,432	1.2

地域別	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)
島根県	3,921	1.1	4,318	1.1
岡山県	5,067	1.4	5,379	1.4
広島県	5,785	1.6	6,289	1.6
山口県	4,075	1.2	4,498	1.2
徳島県	4,035	1.1	4,310	1.1
香川県	3,821	1.1	4,140	1.1
愛媛県	6,086	1.7	6,575	1.7
高知県	2,293	0.6	2,393	0.6
福岡県	14,778	4.2	15,806	4.1
佐賀県	2,124	0.6	2,439	0.6
長崎県	3,292	0.9	3,587	0.9
熊本県	3,236	0.9	3,511	0.9
大分県	5,601	1.6	6,116	1.6
宮崎県	2,847	0.8	3,008	0.8
鹿児島県	3,813	1.1	4,133	1.1
合計	353,765	100.0	385,948	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 商品別売上状況（直営店）

商品別	前第1四半期連結会計期間 （自平成22年3月1日 至平成22年5月31日）		当第1四半期連結会計期間 （自平成23年3月1日 至平成23年5月31日）		前年同期比 （%）
	売上高 （百万円）	構成比率 （%）	売上高 （百万円）	構成比率 （%）	
加工食品	22,037	46.1	19,883	46.4	90.2
ファストフード	6,558	13.7	5,507	12.8	84.0
日配食品	14,359	30.1	13,204	30.8	92.0
非食品	4,802	10.1	4,271	10.0	88.9
合計	47,758	100.0	42,866	100.0	89.8

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

d 商品別売上状況（加盟店）

商品別	前第1四半期連結会計期間 （自平成22年3月1日 至平成22年5月31日）		当第1四半期連結会計期間 （自平成23年3月1日 至平成23年5月31日）		前年同期比 （%）
	売上高 （百万円）	構成比率 （%）	売上高 （百万円）	構成比率 （%）	
加工食品	195,517	55.3	220,274	57.1	112.7
ファストフード	68,576	19.4	72,381	18.8	105.5
日配食品	47,415	13.4	51,850	13.4	109.4
非食品	42,255	11.9	41,442	10.7	98.1
合計	353,765	100.0	385,948	100.0	109.1

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期（平成23年3月1日から平成23年5月31日までの3ヵ月間）におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災の甚大な被害に加え、福島第一原子力発電所の事故による関東地方を中心とした電力不足が影響し、再び不透明な状況に陥りました。

小売業におきましては、食品メーカーの工場や惣菜ベンダー工場、物流センターの被災により、サプライチェーンが寸断され、各社の事業に多大な影響を及ぼしました。

このような状況の中で当社は、企業理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」の具現化を目指し、全国にネットワークを持つチェーンストアとしての強みを最大限に活用することにより、被災地における商品供給体制を早急に復旧させることに注力いたしました。その結果、営業を継続した店舗においては、近くにおいて必需品が揃う「社会的インフラ」として被災地のお客さまから評価をいただきました。

また、当社はコンビニエンスストア事業及びその他の事業を通じたCS（お客さま満足度）の向上を実現するための施策を実行し、第1四半期の既存店売上高前年同期比伸び率は3.3%となりました。

これらの結果、当第1四半期の連結業績につきましては、営業総収入は前第1四半期連結会計期間に比べ、54億34百万円増加し、1,120億20百万円（前年同期比5.1%増）となり、経常利益は前第1四半期連結会計期間に比べ、18億55百万円増加し、128億51百万円（同16.9%増）となりました。

四半期純利益につきましては、資産除去債務に関する会計基準の適用による特別損失を82億92百万円、被災した店舗の支援に関する損失や、被災による店舗閉鎖に関する除却損失などの特別損失を28億41百万円計上するなど、前第1四半期連結会計期間に比べ、60億64百万円減少し、19億83百万円の損失を計上する結果となりました。

（コンビニエンスストア事業及び海外事業）

商品につきましては、良質の原材料を開発し、お客さまのニーズに応えられるメニューを考案しました。これにより、価格と比較して付加価値の高い「驚き」のある商品をお客さまにご提供するとともに、女性やシニアのお客さまへの客層拡大を目指す戦略を引き続き推進しました。

主力の米飯カテゴリーにおきましては、これまでコンビニエンスストアの弁当を手にとることの少なかった女性のお客さまの嗜好を取り入れ、味・食感はもちろん、彩りや見た目にもこだわったチルドタイプの新しい弁当、「ろーそん亭」を開発・提供し、好評を博しました。

また、当社が注力しているデザートにつきましては、オリジナルデザートブランド「Uchi Café SWEETS（ウチカフェスイーツ）」が、累計販売個数1億個を突破した「プレミアムロールケーキ」シリーズを中心に、引き続き好調に推移しました。

販売促進につきましては、「春のリラックマフェア」「けいおん！！フェア第二弾」など、効果の高い施策を優先的に実施し、お客さまからご好評をいただきました。

サービスにつきましては、平成22年3月から参画した共通ポイントプログラム「Ponta（ポント）」の会員数が、他の参画企業会員も合わせて5月31日現在で3,200万人に達しました。会員数の拡大とともに、Ponta会員に魅力的なポイント付与の施策を行いました。

店舗運営につきましては、基幹ITシステム「PRISM（プリズム）」の活用により、お客さま起点の品揃え発注の考え方に基づいた店舗指導を行うとともに、会員カードデータを活用し、地域のお客さまのニーズに合った品揃えに基づく売場づくりを実施いたしました。

出店につきましては、当社グループ独自の出店基準を厳守し、収益性を重視した店舗開発に努めました。

[国内店舗数の推移]

	ローソン	ナチュラルローソン	ローソンストア100及びSHOP99	合計
平成23年2月28日現在の総店舗数	8,686	90	1,077	9,853
期中増減	31	1	9	23
平成23年5月31日現在の総店舗数	8,717	91	1,068	9,876

生鮮コンビニエンスストア「ローソンストア100」「SHOP99」を運営している、連結子会社の株式会社九九プラスは、引き続き積極的な出店とフランチャイズ化を推進しました。また、レギュラーローソンに生鮮食品売場を導入した、生鮮強化型ローソン（ハイブリッド）につきましては、5月31日現在、1,284店となりました。

なお、持分法適用関連会社の株式会社ローソン沖縄が沖縄県でチェーン展開しております「ローソン」の店舗数は5月31日現在141店舗であります。

海外事業を営む連結子会社の重慶羅森便利店有限公司が中華人民共和国重慶市で運営しております「ローソン」の店舗数は、5月31日現在9店舗であります。

持分法適用関連会社の上海華聯羅森有限公司が中華人民共和国上海市で運営しております「ローソン」の店舗数は5月31日現在305店舗であります。

(その他の事業)

当社グループには、コンビニエンスストア事業及び海外事業以外にエンタテインメント・Eコマース（電子商取引）関連事業などがあります。

エンタテインメント・Eコマース関連事業を営む連結子会社の株式会社ローソンエンターメディアにつきましては、東日本大震災直後のコンサートの自粛及び延期の影響を受けました。また、HMVジャパン株式会社につきましては、CDやDVDの新譜発売の延期などの影響を受けました。

一方、将来的なエンタテインメント・Eコマース事業でのシナジーをより発揮するため、5月31日の取締役会において、9月1日付で両社を合併させることを決議しました。今後、両社の強みを活かしながら、グループとしての一体的な組織運営・迅速な意思決定・経営資源の再配分による経営効率の改善を実現し、エンタテインメント・Eコマース事業における競争力の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATMの設置台数が増加し、業績は順調に推移しました。なお、5月31日現在におけるATMの設置台数は8,614台であります。

(2)財政状態

資産は、前連結会計年度末に比べ500億81百万円増加し、5,261億18百万円となりました。これは主に、収納代行取扱高の増加などにより現金及び預金が446億79百万円増加したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ603億48百万円増加し、3,279億18百万円となりました。これは主に、収納代行取扱高の増加などにより、預り金が455億66百万円増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ102億66百万円減少し、1,982億円となりました。これは主に、配当金の支払額84億88百万円や四半期純損失19億83百万円を計上したことなどにより、利益剰余金が104億71百万円減少したことによるものです。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ412億80百万円増加し、1,089億92百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預り金の増加などにより、前第1四半期連結会計期間と比べ54億32百万円増加し、599億70百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出が増加したことなどにより、前第1四半期連結会計期間と比べ30億50百万円支出が増加し、78億71百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が増加したことなどにより、前第1四半期連結会計期間と比べ72百万円支出が増加し、108億29百万円の支出となりました。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について下記の項目を追加いたします。

海外展開の積極的推進

当社グループは、中華人民共和国上海市と重慶市に「ローソン」店舗を展開しております。今後、経済成長が見込める中華人民共和国につきましては、他の大都市も含めて、出店を検討してまいります。

また、それ以外の国につきましても、現地の状況と進出を検討してまいります。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において新設した店舗は次の通りであります。

提出会社 セグメントの名称：コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）				
			建物及び構築物	車両運搬具及び工具器具備品	土地（面積千㎡）	リース資産	合計
東雲一丁目店 他100店	東京都 江東区他	店舗	2,368	305	- (-)	1,310	3,984

国内子会社

(株)九九プラス セグメントの名称：コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）				
			建物及び構築物	車両運搬具及び工具器具備品	土地（面積千㎡）	リース資産	合計
江東森下三丁目店 他28店	東京都 江東区他	店舗	357	7	- (-)	263	628

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間中の、提出会社における増加は101店舗、減少は66店舗であります。
 2. 店舗数には加盟店を含み、加盟店の設備については本部よりの貸与資産のみ含んでおります。
 3. 上記異動に伴う重要な従業員数の異動はありません。
 4. 上記のリース資産の他に、当第1四半期連結会計期間中に新たに締結した、リース契約による主な賃借設備は次の通りであります。

会社名	設備の内容	リース期間	年間リース料	リース契約高
(株)ローソン	店舗情報端末機器一式	7年	80百万円	566百万円

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	409,300,000
計	409,300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	100,300,000	100,300,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 100株である。
計	100,300,000	100,300,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年5月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成17年10月13日~ 平成37年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	213
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成18年10月27日～ 平成38年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,590
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,053
新株予約権の行使期間	平成20年10月28日～ 平成23年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,053 資本組入額 2,336
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）	
第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）	
新株予約権の数（個）	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成19年9月6日～ 平成39年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,427
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	420
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	42,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,949
新株予約権の行使期間	平成21年9月7日～ 平成24年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,949 資本組入額 2,173
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月16日）	
第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）	
新株予約権の数（個）	264
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日～ 平成40年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,739
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月16日）	
第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）	
新株予約権の数（個）	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,174
新株予約権の行使期間	平成23年1月18日～ 平成25年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,174 資本組入額 2,878
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）	
第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）	
新株予約権の数（個）	215
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日～ 平成42年2月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,327
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成23年2月10日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	189
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日～ 平成43年2月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,345
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日		100,300		58,506		47,696

(6) 【大株主の状況】

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及び共同保有者1名から平成23年5月26日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成23年5月23日現在で10,279千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エムエフエス・インベスト メント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル	157	0.16
マサチューセッツ・ファイナ ンシャル・サービセズ・カン パニー	アメリカ合衆国02116、マサチュー セッツ州、ボストン、ボイルストン・ ストリート500	10,122	10.09
合計		10,279	10.25

また丸紅フーズインベストメント株式会社から平成23年5月30日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、同社は平成23年7月5日を効力発生日とし、丸紅リテールインベストメント株式会社を存続会社、丸紅フーズインベストメント株式会社を消滅会社とする合併契約を平成23年5月23日に締結し、この合併により同社の保有する株式の全部が丸紅リテールインベストメント株式会社に承継される旨の報告を受けました。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成23年2月28日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 433,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,654,900	996,549	
単元未満株式	普通株式 212,100		
発行済株式総数	100,300,000		
総株主の議決権		996,549	

(注)1「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

2「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が40株含まれております。

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目 11番2号	433,000	-	433,000	0.43
計		433,000	-	433,000	0.43

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	4,065	4,045	4,115
最低(円)	3,200	3,810	3,935

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	119,496	74,816
加盟店貸勘定	15,623	16,159
有価証券	-	2,999
商品	7,408	7,011
未収入金	29,426	29,285
繰延税金資産	3,360	4,943
その他	10,311	9,891
貸倒引当金	95	97
流動資産合計	185,531	145,009
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	204,085	192,865
減価償却累計額	103,874	96,463
建物及び構築物(純額)	100,210	96,401
車両運搬具及び工具器具備品	61,927	61,156
減価償却累計額	49,258	47,914
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	12,668	13,241
その他	62,721	58,311
減価償却累計額	11,162	9,120
その他(純額)	51,559	49,190
有形固定資産合計	164,438	158,833
無形固定資産		
ソフトウェア	27,962	27,901
のれん	7,374	7,717
その他	476	477
無形固定資産合計	35,812	36,096
投資その他の資産		
長期貸付金	31,426	31,825
差入保証金	81,963	81,654
繰延税金資産	17,042	13,253
破産更生債権等	15,395	15,372
その他	10,567	10,037
貸倒引当金	16,060	16,047
投資その他の資産合計	140,335	136,096
固定資産合計	340,586	331,026
資産合計	526,118	476,036

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	91,386	81,398
加盟店借勘定	1,539	1,179
未払法人税等	2,982	10,673
預り金	107,906	62,340
賞与引当金	1,737	3,768
ポイント引当金	1,126	1,287
その他	30,861	31,947
流動負債合計	237,541	192,595
固定負債		
退職給付引当金	7,802	7,529
役員退職慰労引当金	237	234
長期預り保証金	36,494	37,139
資産除去債務	14,178	-
その他	31,663	30,070
固定負債合計	90,376	74,974
負債合計	327,918	267,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金	47,696	47,696
利益剰余金	89,136	99,608
自己株式	1,694	1,693
株主資本合計	193,645	204,117
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	4
土地再評価差額金	634	634
為替換算調整勘定	28	1
評価・換算差額等合計	609	638
新株予約権	405	405
少数株主持分	4,758	4,581
純資産合計	198,200	208,466
負債純資産合計	526,118	476,036

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
営業総収入	106,586	112,020
売上高	48,026	49,399
売上原価	35,544	37,076
売上総利益	12,482	12,322
営業収入		
加盟店からの収入	46,308	49,718
その他の営業収入	12,251	12,903
営業収入合計	58,559	62,621
営業総利益	71,042	74,944
販売費及び一般管理費	59,840 ₁	62,069 ₁
営業利益	11,201	12,874
営業外収益		
受取利息	163	157
受取補償金	142	-
その他	195	305
営業外収益合計	501	463
営業外費用		
支払利息	220	268
リース解約損	350	84
その他	136	133
営業外費用合計	706	486
経常利益	10,995	12,851
特別利益		
固定資産売却益	-	20
特別利益合計	-	20
特別損失		
固定資産除却損	747	742
減損損失	2,180	2,219
災害による損失	-	2,841 ₂
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	8,292
その他	244	41
特別損失合計	3,172	14,138
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	7,823	1,266
法人税、住民税及び事業税	1,685	2,757
法人税等調整額	1,881	2,208
法人税等合計	3,567	548
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	1,814
少数株主利益	174	168
四半期純利益又は四半期純損失()	4,081	1,983

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	7,823	1,266
減価償却費	7,640	8,679
退職給付引当金の増減額(は減少)	276	272
受取利息	163	157
支払利息	220	268
減損損失	2,180	2,219
固定資産除却損	400	747
災害損失	-	2,841
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	8,292
その他の損益(は益)	1,674	1,449
売上債権の増減額(は増加)	6,544	881
未収入金の増減額(は増加)	189	145
仕入債務の増減額(は減少)	9,013	10,475
未払金の増減額(は減少)	6,199	1,577
預り金の増減額(は減少)	36,425	45,566
預り保証金の増減額(は減少)	248	644
その他の資産・負債の増減額	2,394	1,085
小計	64,822	72,156
利息の受取額	162	161
利息の支払額	220	268
法人税等の支払額	10,227	11,028
災害損失の支払額	-	1,049
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,537	59,970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	400	9,900
定期預金の払戻による収入	3,000	9,500
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	455	-
有形固定資産の取得による支出	4,941	4,789
無形固定資産の取得による支出	2,402	1,952
その他	532	729
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,820	7,871
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	2,801	2,322
配当金の支払額	7,933	8,488
その他	21	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,756	10,829
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	10
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	38,960	41,280
現金及び現金同等物の期首残高	54,843	67,712
現金及び現金同等物の四半期末残高	93,803	108,992

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1.持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、株式会社ベンチャーリパブリックは、同社のみなし取得日が到来したため、持分法適用の範囲に含めました。</p> <p>変更後の持分法関連会社の数 3社</p>
2.会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益および経常利益は249百万円減少し、税金等調整前当期純損失は8,541百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は14,305百万円であります。</p> <p>(2)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる当第1四半期連結会計期間の損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記していた営業外収益の「受取補償金」は重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取補償金」は86百万円であります。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当する事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)																								
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。																								
<table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>2,904百万円</td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与</td><td>10,844百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,243百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>17,972百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2,732百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>5,550百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	2,904百万円	従業員給料及び賞与	10,844百万円	賞与引当金繰入額	1,243百万円	地代家賃	17,972百万円	賃借料	2,732百万円	減価償却費	5,550百万円	<table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>2,629百万円</td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与</td><td>11,129百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,331百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>19,029百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2,257百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>6,516百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	2,629百万円	従業員給料及び賞与	11,129百万円	賞与引当金繰入額	1,331百万円	地代家賃	19,029百万円	賃借料	2,257百万円	減価償却費	6,516百万円
広告宣伝費	2,904百万円																								
従業員給料及び賞与	10,844百万円																								
賞与引当金繰入額	1,243百万円																								
地代家賃	17,972百万円																								
賃借料	2,732百万円																								
減価償却費	5,550百万円																								
広告宣伝費	2,629百万円																								
従業員給料及び賞与	11,129百万円																								
賞与引当金繰入額	1,331百万円																								
地代家賃	19,029百万円																								
賃借料	2,257百万円																								
減価償却費	6,516百万円																								
	2 災害による損失																								
	災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記の通りであります。																								
	<table> <tr><td>フランチャイズ店支援に関する損失</td><td>1,755百万円</td></tr> <tr><td>固定資産滅失損失</td><td>384百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>702百万円</td></tr> </table>	フランチャイズ店支援に関する損失	1,755百万円	固定資産滅失損失	384百万円	その他	702百万円																		
フランチャイズ店支援に関する損失	1,755百万円																								
固定資産滅失損失	384百万円																								
その他	702百万円																								
	計 2,841百万円																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)																
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係																
<table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>100,377百万円</td></tr> <tr><td>有価証券勘定</td><td>2,500百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td><td>6,574百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える債券等</td><td>2,500百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>93,803百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	100,377百万円	有価証券勘定	2,500百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	6,574百万円	預入期間が3ヶ月を超える債券等	2,500百万円	現金及び現金同等物	93,803百万円	<table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>119,496百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td><td>10,504百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>108,992百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	119,496百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	10,504百万円	現金及び現金同等物	108,992百万円
現金及び預金勘定	100,377百万円																
有価証券勘定	2,500百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	6,574百万円																
預入期間が3ヶ月を超える債券等	2,500百万円																
現金及び現金同等物	93,803百万円																
現金及び預金勘定	119,496百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	10,504百万円																
現金及び現金同等物	108,992百万円																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 100,300千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 433千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 405百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 定時株主総会	普通株式	8,488	85	平成23年2月28日	平成23年5月25日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

当社グループの事業は、フランチャイズ・ストアを主としたコンビニエンスストア事業であり、同事業の営業総収入、営業利益の金額は全セグメントの営業総収入の合計額及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはコンビニエンスストア事業を主な事業内容としており、関連する事業を法人化して、グループ経営を行っております。

したがって、当社グループはサービス内容・経済的特徴を考慮したうえで事業セグメントを集約し、「コンビニエンスストア事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、当社及び株式会社九九プラスが日本国内において「ローソン」、「ナチュラルローソン」、「ローソンストア100」などのチェーン本部としてフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	コンビニエンス ストア事業				
営業総収入					
外部顧客への 営業総収入	98,234	13,785	112,020	-	112,020
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	500	402	903	903	-
計	98,735	14,188	112,923	903	112,020
セグメント利益	12,126	747	12,874	-	12,874

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、株式会社ローソンエンターメディア及びHMVジャパン株式会社が営んでいるエンタテイメント・Eコマース事業、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが営んでいる金融サービス関連事業、重慶羅森便利店有限公司が営んでいる海外事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントの計上額は、「コンビニエンスストア事業」で2,218百万円となっております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高には前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

以下の金融商品は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められます。

(単位:百万円)

	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	119,496	119,496	-
(2)買掛金	91,386	91,386	-
(3)預り金	107,906	107,906	-

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(2)買掛金 (3)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

当社グループは、当第1四半期連結会計期間末にデリバティブ取引を行っておりますが、取引内容において重要性に乏しいことから記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第1四半期連結会計期間におけるStock・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

該当する事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,932.93 円	1株当たり純資産額	2,037.50 円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	41.15 円	1株当たり四半期純損失金額	19.85 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	41.11 円		

(注) 1. 当第1四半期連結累計期間において潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	4,081	1,983
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	4,081	1,983
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,167	99,866
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	102	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当する事項はありません。

2【その他】

該当する事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月9日

株式会社ローソン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月12日

株式会社ローソン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。